

令和5年5月2日

保護者 様

鴻巣市教育委員会教育長 望月 栄
鴻巣市立松原小学校長 寺島麗王馬

5類感染症への移行後の鴻巣市立小・中学校学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力くださり、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行されることに伴い、学校保健安全法施行規則の一部改正が行われました。

併せて、文部科学省から「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」が発出され、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

このことを踏まえ、本市としましては、下記のとおりの対応といたします。

記

1 基本的な感染対策について

(1) 平時から実施する対策

- ア 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理して登校しないようにしてください。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはありません。
- イ 毎日の体温チェック・提出等は、原則行いません。児童生徒の健康状態の継続的な把握を引き続きよろしくお願ひします。
- ウ 気候上可能な限り、効果的な換気に努めます。
- エ 外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導します。
- オ 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- カ 「黙食」は必要とせず、食事前後の手洗いや適切な換気を実施するとともに、会食中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないように指導します。また、給食の時間を利用した食育（バランスよく食べることの大切さ、仲間と味わう食事の楽しさ等）の推進に配慮します。

(2) 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

学校において感染が拡大、又は拡大するおそれがある状況が生じるなど感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染対策を検討・実施します。

なお、対策を講じる場合は、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級や学年単位など必要な範囲及び活動にとどめるものとします。

- ア 感染流行時等には、状況に応じて教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることがないようにします。
- イ 感染流行時等には、状況に応じて、授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとることが考えられます。その際、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより現場の状況に応じて柔軟に対応します。

- ウ 感染流行時等には、状況に応じて、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって活動の場面に応じて
- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じます。

2 陽性者の対応について

(1) 児童生徒の出席停止期間について

①児童生徒の陽性が判明した場合

- ・(有症状者) 発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ・(無症状者) 陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで

②児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられ、医師等により登校を控えるよう指示された場合

- ・学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで

なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒等に対してマスクの着用を推奨します。ただし、その場合もマスクの着用を強いることがないよう十分に注意するとともに、児童生徒間で感染の有無やマスクの着用の有無によっていじめ、差別、偏見がないよう、適切に指導します。

(2) 部活動及び公式大会等について

ア 陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わないこととします。

ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、必要に応じて活動停止及びその期間を判断します。

なお、活動停止の判断に際しては、同一の部活動であっても、陽性が判明した生徒と移動・更衣・練習等が全て別の集団として活動しているグループ(チーム等)については、活動停止の対象としません。

イ 活動を停止した部活動については、公式大会等及び対外試合などの自校以外との活動に参加することはできません。

ただし、活動停止期間中の公式大会等への参加については、教育的な意義を踏まえ教育委員会及び大会等主催者に協議の上、参加の可否を判断するものとします。

(3) 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、

- ・同居している家族が陽性となった児童生徒等
- ・学校で陽性者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

3 その他

「本人が、喘息である」「家族に基礎疾患をもっている人がいる」「学校で感染が広がらないか心配」など、登校に不安を感じる場合については、各学校の学級担任、学年主任、養護教諭や校長、教頭などにご相談ください。

※ 以上のことにつきまして、保護者の皆様におかれましては、引き続き児童生徒の健康管理にご留意いただくとともに、日常的な感染症対策についてご理解とご協力をお願いいたします。